

生駒市条例第 28 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 1 2 月生駒市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事 務
1 市長	生駒市子ども医療費助成条例（昭和 48 年 10 月生駒市条例第 27 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）に対して日常生活用具を給付する事業に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 53 年 9 月生駒市条例第 31 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和 47 年 3 月生駒市条例第 2 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成 27 年 1 2 月生駒市条例第 39 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して補聴器の購入費を助成する事業に関する事務であって規則で定め

	るもの
9 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付に係るサービスの利用者負担額を軽減する事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して就学援助費を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。